

2 審査

行政手続法上の標準処理期間は、30日です。

事業を開始するに当たって開始希望日がある場合には、最低30日前には、申請書を長寿社会対策課まで提出してください。

なお、事業者の指定にあたっては、必要に応じて現地確認を行う場合があります。

また、指定居宅サービスのうち、次に掲げるサービスに係る事業者の指定を受けようとする者は、当該事業を実施しようとする事業所が基準に適合するものであるかどうかについて、あらかじめ知事に協議することができます。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 通所介護 | (6) 介護予防通所介護 |
| (2) 通所リハビリテーション | (7) 介護予防通所リハビリテーション |
| (3) 短期入所生活介護 | (8) 介護予防短期入所生活介護 |
| (4) 短期入所療養介護 | (9) 介護予防短期入所療養介護 |
| (5) 特定施設入居者生活介護 | (10) 介護予防特定施設入居者生活介護 |

詳しくは、「指定居宅サービス事業者の指定に係る事前協議手続要領」
<http://www.hw.kagawa-swc.or.jp/kaigo/jigyosya/tebiki/pdf/7-4-1.pdf>をご覧ください。

事前協議及び指定申請書についてのご相談をご希望の場合には、円滑な事務処理のために、事前に、電話で担当者のスケジュールの確認・相談時間の予約を行ってください。

(長寿社会対策課基盤整備グループの直通電話：087 - 832 - 3266 又は 3268)

3 介護給付費算定に係る加算等について

介護報酬の単位数は、施設基準に定められた事業所・施設の人員配置区分に応じて設定されています。また、施設基準等を満たした場合に算定できる加算や、満たさない場合に行わなければならない減算があります。

詳しくは、長寿社会対策課までご照会ください。

届出日と算定開始月について

| | |
|--|---------------------------------------|
| 訪問サービス 通所サービス 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 | 毎月15日以前に届出 翌月から 毎月16日以後に届出 翌々月から |
| 訪問看護ステーションの 緊急時訪問看護加算 | 届出が受理された日から算定 |
| 短期入所サービス 特定入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設生活介護 | 届出が受理された日の翌月から算定 (月の初日の場合はその月から算定) |

加算の要件を満たさなくなった場合について

事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった(該当しなくなることが明らかになった)ときには、その旨を速やかに届け出てください。加算等の算定は、基準に該当しなくなった日から行うことはできません。

特別地域加算

サービス確保の観点から、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はそのサテライトの訪問介護員等が指定サービスの提供を行った場合は、特別地域加算として、一回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

なお、厚生労働大臣が定める地域は次のとおりです。(平成十二年二月十日、厚生労働省告示第二十四号)

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島
- 六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの

<参考> 香川県内の特別地域加算の対象地域

| | | | |
|-------|-----------------------|-------|---------------------------------|
| 高松市 | 男木島、女木島 塩江町：全域 | 三豊市 | 粟島、志々島 |
| 丸亀市 | 本島、牛島、広島、手島、 小手島 | 土庄町 | 豊島、小豊島 |
| 坂出市 | 与島、鍋島、小与島、岩黒 島、櫃石島 | 直島町 | 井島、牛ヶ首島、喜兵衛島、屏 風島、家島、向島、直島本島 |
| 観音寺市 | 伊吹島、股島 大野原町：五郷 | 綾川町 | 粉所 |
| さぬき市 | 多和 | まんのう町 | 美合、七箇 |
| 東かがわ市 | 小海、五名、福栄 | 多度津町 | 佐柳島、高見島 |

割引

介護保険サービスの費用（介護報酬）は、原則として厚生労働大臣が定める基準により算定し、9割が事業所に支払われ、1割が利用者の負担となります。ただし、実際の費用が基準により算定した額よりも低い場合には、実際のサービス費用の9割が事業者を支払われ、残りの1割が利用者の負担になります。

したがって、事業者は基準により算定される額よりも低い割引額で介護保険のサービスを提供することができます。

介護報酬の割引は、事業所ごと、サービスごとに複数の割引方法(例えば、時間帯・曜日・暦日ごとによる割引)を設定できますので、事前に届出をしてください。

4 その他

(1) 報告・検査及び指定の取り消し等について

報告・検査等（介護保険法第76条等）

都道府県知事は、指定事業者等に対し、報告の徴収、帳簿書類等の検査等を行うことができるとされています。

指定の取り消し等（介護保険法第77条等）

都道府県知事は、次の場合に指定の取り消しを行うことができるとされています。

- ・ 人員基準を満たすことができなくなったとき
- ・ 設備・運営基準を満たすことができなくなったとき
- ・ サービス費等の請求に関し不正があったとき
- ・ 都道府県知事の報告の徴収等に従わず又は虚偽の報告をしたとき
- ・ 都道府県知事の行う検査の拒否等をしたとき
- ・ 不正の手段により指定を受けたとき

・ その他

居宅介護支援事業者・介護保険施設が委託を受けた要介護認定等に関する訪問調査において虚偽の報告をしたとき（介護保険法第 84 条等）

公 示（介護保険法第 78 条等）

都道府県知事は、指定や取り消し等を行った場合、その旨を公示しなければならないこととされています。

（ 2 ）介護報酬について

介護報酬は、厚生労働大臣が定める基準により算定され、その基準は次のとおり告示されています。

| | |
|-----------------|---|
| 指定居宅サービス | 平成 12 年厚生省告示第 19 号 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」 |
| 指定地域密着型サービス | 平成 18 年厚生省告示第 126 号 「指定地域密着型サービスに要する費用の算定に関する基準」 |
| 指定居宅介護支援 | 平成 12 年厚生省告示第 20 号 「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」 |
| 指定施設サービス等 | 平成 12 年厚生省告示第 21 号 「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」 |
| 指定介護予防サービス | 平成 18 年厚生省告示第 127 号 「指定介護予防サービスに要する費用の算定に関する基準」 |
| 指定地域密着型介護予防サービス | 平成 18 年厚生省告示第 128 号 「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の算定に関する基準」 |
| 指定介護予防支援 | 平成 18 年厚生省告示第 129 号 「指定介護予防支援に要する費用の算定に関する基準」 |

（ 3 ）情報公開について

介護保険利用者のサービスの選択を容易にするため、また、居宅介護支援事業者が介護サービス計画を作成する際に必要な情報を得られるようにするため、サービス提供事業者の情報等をインターネットの活用により提供しています。

WAMNET のホームページ <http://www.wam.go.jp/>

香川県の介護保険のホームページ <http://www.hw.kagawa-swc.or.jp/kaigo/>

WAMNET は、独立行政法人福祉医療機構が運営している、福祉保健医療関連の情報を提供するための総合的な情報ネットワークシステムです。

WAMNET は、各事業者からも提供したい情報を直接入力できますので、積極的なご利用、ご協力をお願いします。

また、香川県のホームページの中でも、介護保険の各種情報提供を行っておりますので、ご利用ください。

(参考1) 居宅介護サービスに共通の用語の定義

(1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

(5) 「前年度の平均値」

平成11年厚令37号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第121条第4項(指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)第142条第3項(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であって介護療養型医療施設でない指定短期入所療養介護事業所における看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の入院患者の数の算定方法)及び第175条第3項(指定特定施設における生活相談員、看護職員若しくは介護職員の人員並びに計画作成担当者の人員の標準を算定する場合の利用者の数の算定方法)における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合も含む。)の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が3月以上ある時は、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入所者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

(参考)

居宅サービス事業者指定事前協議の手続

